

《物販を行う主催者への新型コロナウイルス感染症対策事項》

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨すること。
- ・会計時は間隔（できるだけ2 m）を開けて整列させること。
- ・対面で販売を行う場合、アクリル板、透明ビニールカーテンやフェイスシールドにより購買者との間を遮蔽すること。アクリル板の高さは十分に考慮すること。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品、見本品は原則展示しないこと。展示の際は管理を徹底し、常に消毒を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として販売員の手指消毒を徹底することとし、来場者にも呼びかけを行ってください。